

平成 28 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(平成 28 年 6 月 10 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 28 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 35 号から議案第 38 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 35 号 小城市税条例等の一部を改正する条例につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」により固定資産税の特例措置が追加されたことに伴い、対象となる資産について、市税条例において当該特例に係る規定の整備を行うものでございます。

その他、たばこ税に関する経過措置の読替え規定が

見直されることなどから、市税条例においても同様の規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

これらを規定した地方税法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日から施行されることに伴い、小城市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、議案第 36 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部が改正されたことにより、小城市国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の保険税の軽減を拡充するものでございます。

次に、議案第 37 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が公布されたことにより、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、固定資産評価審査委員会条例附則について、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 38 号 平成 28 年度小城市一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,509 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 219 億 7,477 万 3 千円といたしたものでございます。

それでは、補正の内容についてご説明申し上げます。

歳出、第 2 款 総務費では、本年 4 月 14 日以降、熊本県及び大分県を震源として連続する地震（熊本地震）に対し、5 月 2 日から市職員を被災地へ派遣し復興支援するために必要となる経費を計上したものでございます。

また、第 9 款 消防費では、第 2 款と同じく熊本地震により、市内における災害本部や避難所の設置に要する経費を計上したものでございます。

第 11 款、災害復旧費では、今年 4 月 21 日の降雨時に鉾害復旧排水施設「前満江排水機場」の 1 号ポンプを稼働させた際、エンジン不調となり故障が判明したことから、雨期を間近に控え早急に修繕を行う必要があったため、ポンプの修繕に係る費用を計上し対応したものでございます。

なお、歳入では、歳出 第 2 款 総務費及び第 9 款 消防費に計上しました熊本地震に係る経費の財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上し、歳出 第 11 款、災害復旧費に計上しました前満江排水機場ポンプの修繕に要する経費の財源につきましては、鉾害

復旧施設維持管理基金繰入金を計上して補正予算の財源調整を行ったものでございます。

以上の4議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、議案第35号から議案第37号については3月31日付けで、議案第38号については4月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第39号 小城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、機能別消防団員の増に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、基本消防団員及び機能別消防団員の定数を変更するものでございます。

次に、議案第40号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市においても同様の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、4階以上の部屋で家庭

的保育を行う事業所における避難階段の要件の改正及び家庭的保育事業等における保育士確保のため、当面の間、保育士の配置要件を弾力化するものでございます。

次に、議案第 41 号 小城市営住宅の一部を改正する条例でございますが、牛津団地建替え事業に伴い既存の柿樋瀬団地、牛津駅南団地の解体と新設した市営牛津団地の駐車料金徴収のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 42 号 小城市道路線の認定についてでございますが、本議案の牛津駅西線につきましては、県道の道路網再編に合わせ市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 43 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、平成 28 年度小城市三日月体育館改修工事でございます。

三日月体育館改修工事につきましては、雨漏りを防ぐための防水工事、屋根工事等を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、

契約の金額は2億2,410万円、契約の相手方は、服巻建設・エグチ・ビルド共同企業体 代表者 服巻建設株式会社 代表取締役 松尾裕之（まつおひろゆき）でございます。

工期は、契約締結の日から平成29年3月15日までを予定しております。

続きまして、予算関係議案につきましてご説明申し上げます。

議案第44号 平成28年度小城市一般会計補正予算（第2号）でございますが、前号の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,565万5千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ218億5,911万8千円とするものでございます。

第2表 継続費補正は、市営住宅建替事業の年割額を変更し、牛津小学校施設大規模改造事業は総額及び年割額を変更するものでございます。

第3表 地方債補正は、社会資本整備総合交付金事業から桜岡小学校プール改築事業までの4事業について借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第2款 総務費では、県の「さが未来スイッチ交付金」を活用した6事業にかかる経費のほか、今回の熊本地震に伴い、被災地に対する支援として、被

災自治体のふるさと納税（寄附）受付事務を小城市が代行し、被災自治体の事務負担を軽減し支援を行うための経費などを計上しております。

第3款 民生費では、消費税の引き上げに伴う国の対策として「臨時福祉給付金支給事業」や「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業」などの経費を計上しております。

第8款 土木費では、「市営住宅建替事業」について、国からの内示により、2号棟の建築工事及び工事監理の継続費年割額を変更し、委託料及び工事請負費を減額しております。

第10款 教育費では、「牛津小学校施設大規模改造事業」について、人件費及び資材の物価変動による増額及び特別な支援を必要とする児童の増加に伴う教室改修のための経費などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入の主なものは、財産収入、寄附金、諸収入を追加するほか、各種事業費の増減に伴い、国庫支出金の追加、県支出金及び市債の減額を行い、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、報告第2号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。

報告第2号 平成27年度小城市一般会計継続費繰越計算書でございますが、市営漁港整備事業から牛津小学校施設大規模改造事業までの4事業について、平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条1項の規定により報告するものでございます。

報告第3号 平成27年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、広報事業から農地及び農業用施設災害復旧費までの全15事業について、総額5億191万9千円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号 平成27年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、公共下水道事業費の繰越明許費につきましては、平成27年度小城市下水道特別会計補正予算第4号において、ご承認いただきました小城処理区事業費、9,850万円を平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号 専決処分の報告についてでございますが、市の公用車による物損事故でございます。

小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年4月28日付けで専決処

分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

報告第 6 号 平成 27 年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、本報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づくものでございます。

平成 27 年度の事業につきましては、「市民スポーツ活動の充実」、「競技力向上の推進」、「協会組織の体制強化」の 3 つの基本方針を掲げ、小城市や加盟団体等との連携のもと、スポーツ活動の普及及び振興、並びに競技力の向上に努められました。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。